

資本資産の譲渡と金庫株の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

外資系の内国法人である甲社では、この度同社に出資している米国法人乙社（甲社株式の40%を所有）から同社の業績不振のため出資している甲社株式すべての売却の申し出を受けた。平成13年10月以降金庫株（自己株）の取得が許されることから自己資金に余裕のある甲社では自己株として取得することも考えているが、同時に、甲社に出資している内国法人丙社でも取得可能とのことである。

甲社又は丙社で取得した場合の課税関係はどうなるのか。

なお、乙社は、わが国に支店等の恒久的施設を保有していない。

〔ポイント〕

わが国の商法は、自己の計算において自己株式を取得することを原則禁止しており、例外的な場合だけ許容する立場をとっていたが、商法改正により、平成13年10月以降、一時的な所有目的以外でも、原則として配当可能利益の範囲内で金庫株を保有することができることになった。

米国法人が長期保有する内国法人の株式を売

却した場合、資本資産の譲渡と金庫株の課税関係が問題となる。以下の項目に分けて検討する。

- 1 国内法の課税関係
- 2 日米租税条約上の取扱い
- 3 商法改正とみなし配当に対する取扱い
- 4 みなし配当と日米租税条約の適用関係

〔検討〕

1 国内法の課税関係（恒久的施設を有しない外国法人の課税の概要）

わが国に PE を有しない外国法人の有価証券の譲渡等については、次のものが課税される（法令187）。

- ① 同一銘柄の内国法人の株券等の買集め等により売却することによる所得
- ② 事業譲渡等に類似する株式の譲渡による所得
- ③ ゴルフ会員権等の譲渡による所得

事業譲渡等に類似する株式等の譲渡とは、譲渡事業年度終了の日以前3年以内のいずれかの時において内国法人の発行済株式の25%以上を所有し、かつ、5%以上の発行済株式を譲渡した場合をいうこととされている（法令187⑤）

ことから、乙社が所有する甲社株式を売却した場合、これに該当することになり、わが国で課

税されることになる。

2 日米租税条約上の取扱い

(1) 資本資産の意義

同条約16条では、資本資産の売却、交換その他の処分（以下「譲渡等」という。）については、一定の場合のほかはわが国で免税とされる旨規定している。この「資本資産」という概念は、わが国においては使用されていないことから、原則として、条約上のこの概念は米国国内法に定められた資本資産と同義と解されている。

米国の国内法では、「資本資産」とは、営業又は事業との関連の有無を問わず、納税者が所有する次に掲げる資産以外の資産であると規定している（IRC1221条）。

- ① 棚卸資産、貯蔵品又は主として顧客への販売のために保有されている資産
- ② 事業用減価償却資産又は営業若しくは事業の用に供せられる不動産
- ③ 著作権、文学的、音楽的若しくは芸術的作品又は書簡若しくはメモランダム、その他これらと類似の資産

したがって、乙社が所有する甲社株式は、上記①から③に該当しないので、資本資産ということになる。

(2) 資本資産の譲渡等

資本資産の譲渡等については、不動産、恒久的施設（又は固定的施設）の事業用の財産、一定の使用料の基因となる資産、又は個人が183日を超える滞在期間中の譲渡等の場合について、わが国で課税されることとされ、それ以外の場合にはわが国での免税を規定している。

したがって、本件の甲社株式の譲渡については、資本資産の譲渡等としてその譲渡利益についてはわが国では課税されないことになる。

3 商法改正とみなし配当に対する取扱い

(1) 概要

改正前の商法では、自己株式の取得を行う場合は取得目的を明らかにする必要があったので、その株式をどのような目的で取得するのか明らかであり、消却目的以外の目的で取得される自己株式は処分が前提であったので、理論的には、みなし配当課税を行う必要性がないことから、利益による消却を目的とした自己株式の取得に対してだけ、売却株主に対するみなし配当課税を行うこととしていた。

それに対して、今回の商法の改正では取得目的を特定することなく、原則として配当可能利益の範囲内で自由に自己株式の取得・保有を認めることにしたため、法人が自己株式を取得する場合には原則として、売却株主に対してすべてみなし配当課税をすることに変更された。

すなわち、取得した株式に将来売却する可能性のある株式が含まれていても、それに対しても原則としてすべて売却した株主にみなし配当課税の規定が適用されることになった。

しかし、上場会社等一般的な形で公開市場から自己株式を購入した場合にあっては、当該株式を売却した株主は、自分が当該株式の発行会社に対して売却した事実を知り得る状況にはないことから、みなし配当課税の規定は適用されず、譲渡益課税を行うものとしている。

(2) 具体的な適用関係

内国法人が株主に対して自己株式の取得により金銭その他の資産の交付をした場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の金額のうちその交付の基因となった当該法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、この法

律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる（法24五）。

法人の株式に対応する部分の金額とは、自己株式の取得を行った法人（取得法人）の取得の直前の資本等の金額を、取得法人の直前の発行済株式数等の総数で除し、これに内国法人が直前に有していた取得法人の取得に係る株式の数を乗じて計算した金額をいうこととされている（法令23①五）。

（3）適用除外

次に掲げる事由による自己株式の取得については、みなし配当の規定の適用はないこととされている（法令23③）。

- ① 証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場における購入
- ② 店頭売買登録銘柄として登録された株式のその店頭売買による購入
- ③ 営業の全部の譲受け
- ④ 合併、分割又は現物出資による被合併法人、分割法人、又は現物出資法人からの移転
- ⑤ 合併又は分割型分割により株式割当等を受けた場合のその株式割当
- ⑥ 商法220条ノ6第1項の端株主の端株買取請求権の規定による買取り

4 みなし配当と日米租税条約の適用 関係

日米租税条約6条(1)（所得源泉）において、「配当は、一方の締約国の法人によって支払われる場合に限り、当該一方の締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。」こととされている。

また、同12条（配当）においては、限度税率

を原則15%、子会社等からの配当を10%と規定しているが、配当の意義については、同条約では規定されていない。

条約に規定していない用語の意義については、同条約2条2項で「この条約において用いられる用語で特に定義されていないものは、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。」と規定されている。

本件のみなし配当についても、それぞれの国内法の意義によって判断するのが相当となる。

したがって、本件については、米国法人乙社について、みなし配当課税の適用があることになる。国内法に基づくみなし配当を米国法人に支払ったこととなるので、日米租税条約に規定する軽減税率の適用があることから、租税条約に関する届出を出せば軽減税率の適用があることになる。

{ 結 論 }

金庫株として乙社から甲社が取得する場合、資本資産の譲渡として譲渡損益については日米租税条約が適用され免税とされようが、みなし配当については、配当として課税されることになる。

一方、丙社が取得した場合、みなし配当の規定がなく、かつ、資本資産の譲渡としてわが国での課税もないこととなる。